

申請にあたっての注意事項

- 1 身体障がい者の減免を受けようとする場合は、この申請書を提出する際に、自動車検査証、自動車運転免許証及び次の(1)から(4)までのうち該当するものを提示してください。
 - (1) 身体障害者手帳
 - (2) 戦傷病者手帳
 - (3) 療育手帳
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳（保健所が発行している「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求める場合があります。）
- 2 身体障がい者と生計を一にする者が専ら身体障がい者のために車を所有し、又は運転する場合は、1に併せて次の書類を添付してください。
 - (1) 身体障がい者と生計を一にすることを証する書類（住民票に記録されている住所が同じ場合（その住所が道外である場合を除く。）は、不要。）
 - (2) 専ら障がい者のために使用することを証する書類
- 3 身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者を介護する者が専ら身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者のために運転する場合は、1に併せて自動車税等に係る常時介護証明書（身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者を介護する者が専ら身体障がい者のために車を使用することを証する書類をいう。）を添付してください。
 なお、常時介護証明書は、当該身体障がい者が精神障がい者（知的障がい者を除く。以下同じ）である場合にあっては当該精神障がい者が居住する市町村の区域を所管する保健所（当該精神障がい者が札幌市に居住している場合にあっては区役所、函館市又は旭川市に居住している場合にあってはそれぞれの市役所）、その他の場合にあっては当該身体障がい者が居住する市町村が発行しています。
- 4 2の場合であって、学校の寮等又は入所施設への送迎のために車を所有し、又は運転する場合は、申請理由の欄の「扶養確認の書類（ ）」の括弧書きに扶養関係が確認できる書類の名称（保険証等）を記入し、申請の際に当該書類の原本を提示してください。
- 5 不要文字を消して使用してください。
- 6 ※ 印欄は、記載しないでください。

減免申請後の注意事項

共通事項	(1) 車検を受けるとき 減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書と納税証明書を送付しますので、自動車の使用状況等必要事項を現況回答書に記入の上、返送してください。 返送されない場合、翌年度の減免は継続されません。 なお、運輸支局において自動車税種別割の納税確認が電子的に行われることにより、今まで継続検査又は構造等変更検査時に必要としていた自動車税種別割の納税証明書の提示を省略できるようになりました。
	(2) 実態確認について 車検時にご提出頂く現況回答書の内容については、実態確認を行う場合があります。
	(3) 自動車を入れ替えるとき 新たに取得した自動車について、新たに減免の申請手続を申請期限(*)までに行ってください。 なお、次の「4 構造車」及び「5 施設送迎」以外の場合、減免を受けることができる自動車は、障がい者の方1人につき1台に限られていますので、今まで減免を受けていた自動車は、次のいずれかの手続を行ってください。 手続を行わない場合は、新たに取得した自動車の減免を受けることができません。 ・自動車税環境性能割：新たに取得した自動車を登録した日から1か月以内に今まで減免を受けていた自動車の抹消登録又は移転登録をする。 ・自動車税種別割：新たに取得した自動車を登録した日から1か月以内に今まで減免を受けていた自動車の抹消登録をする。 又は 新たに取得した自動車が新規登録の場合は減免替え申請をし、前の自動車の税金を納める。 ※自動車税は、上記手続を行わずに申請した場合、翌年度から減免になります。
	(4) 転居したとき 転居により管轄の運輸支局が変わったときは、新しいナンバーへの変更後、総合振興局等（道外へ転居した場合は新住所地の都府県庁等）で新たに減免の申請手続を、申請期限(*)までに行ってください。

次のいずれかに該当した場合は、ご連絡ください。

【連絡先】札幌道税事務所自動車税部 電話：011-746-1194

1	本人運転	(1) 運転を止めた場合 (2) 障害者手帳等を返納した（有効期限が切れた）又は障がいの程度が変更となった場合 (3) その他申請内容に異動があった場合
2	家族運転	(1) 同居していた障がい者、運転者の方が施設等に入所した又は別居した場合 (2) 扶養関係にあった別居の障がい者、運転者又は名義人の方との扶養関係が無くなった場合 (3) 障がい者の方の通院、通学、通所又は生業（家事の買物を含む）での自動車の使用が月4日未満になった場合 (4) 家事をされる方が買物に使用するとして申請され、家事をしなくなった場合 (5) 障害者手帳等を返納した（有効期限が切れた）又は障がいの程度が変更となった場合 (6) その他申請内容に異動があった場合
3	常時介護	(1) 障がい者の方の世帯の構成に異動があった場合 (2) 運転者が変わった場合 (3) 障がい者の方の通院、通学、通所又は生業（家事の買物を含む）での自動車の使用が月4日未満になった場合 (4) 障害者手帳等を返納した（有効期限が切れた）又は障がいの程度が変更となった場合 (5) その他申請内容に異動があった場合
4	構造車	(1) 福祉車両の構造を変更した場合 (2) この自動車を障がい者の方の移動に使用しなくなった場合 (3) 障害者手帳等を返納した（有効期限が切れた）又は障がいの程度が変更となった場合 (4) その他申請内容に異動があった場合
5	施設送迎	(1) 総運行日数に対する利用者の送迎日数の割合が7割未満となった場合 (2) 自動車を使用する施設が変更となった場合 (3) その他申請内容に異動があった場合

(*)申請期限については、リーフレット（身体等に障がいのある方の自動車税等の減免について）をご覧ください。